

## 大洲市上下水道台帳システム再構築業務に伴う 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本実施要領は、大洲市（以下「本市」という）において、大洲市上下水道台帳システム再構築業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

大洲市上下水道台帳システム再構築業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、大洲市上下水道事業における上下水道施設の適切な維持管理、業務の効率化・高度化、および住民サービスの向上を目指し、ストックマネジメント計画に基づく管路施設情報や維持管理情報を効率的に管理するための上下水道台帳システムを統合し、各種情報の整備を行うものです。

#### (3) 業務内容

別紙「大洲市上下水道台帳システム再構築業務仕様書」及び機能一覧のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

#### (5) 提案限度価格

23,090千円（消費税及び地方消費税額を含まない）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

また、この金額は、システム導入時の初期費用のみであり、システム導入後に発生する経常的な利用料（保守・サポート含む）については、別途契約を締結する予定です。

### 3. 実施方式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

### 4. 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、当該業務に係る公募型プロポーザル参加資格審査申請を行い、参加資格を認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、資格の認定を受けていない者で、参加を希望する者は、所定の手続きを経たうえで今回の業務に限り参加できることとする。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市要綱第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 官公庁等が発注した上水道もしくは下水道に関する台帳システムの構築に関する業務について、完了した実績を有すること。
- (8) JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムに適合し、プライバシーマーク（P マーク）を企業として取得していること。
- (9) ISO9001 もしくは JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）を企業として取得していること。
- (10) ISO27001 もしくは JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を企業として取得していること。
- (11) 受託者は、本業務の実施に当り、次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置すること。

管理技術者

- ・技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」（いずれも選択科目：下水道又は上水道）の資格を有する者
- ・(7) の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。

照査技術者

- ・技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」（いずれも選択科目：下水道又は上水道）の資格を有する者
- ・(7) の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。

## 5. スケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下の通りとする。

内容	日程（期限）
① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年7月 1日（水）
② 質問書等の提出期間	令和8年7月 1日（水）から 令和8年7月15日（水）まで
③ 質問の回答期限	令和8年7月16日（木）まで
④ 参加申込書の提出期間	令和8年7月17日（金）午後5時まで
⑤ 参加申込書の確認結果の通知	令和8年7月24日（金）
⑥ 企画提案書等の提出期間	令和8年7月24日（金）から

	令和8年8月 7日(金)まで
⑦ 企画提案書の審査 プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年8月24日(月)
⑧ 審査結果の通知	令和8年8月下旬予定
⑨ 審査結果の公表	令和8年8月下旬予定
⑩ 業務委託契約の締結	令和8年9月中旬予定

## 6. 参加手続

### (1) 実施要領・仕様書等の確認

#### ① 公表日

令和8年7月1日(水)

#### ② 公表方法

大洲市公式ホームページ

#### ③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/>

#### ④ 質問の受付及び回答

##### 1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

##### 2) 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月15日(水)17時まで(ただし、受信確認は、9時から17時までとします。)

##### 3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

上下水道課(下水道工務係) E-mail : gesuidouka@city.ozu.ehime.jp

電話番号: 0893-24-1720(ダイヤルイン)

##### 4) 回答方法

令和8年7月16日(木)までに大洲市公式ホームページに記載します。

### (2) 参加申込書の提出

#### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

##### 1) 参加申込書(様式2)

##### 2) 業務受託実績書(様式3)

##### 3) 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

- 4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、入札参加資格の認定を受けていない者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア. 法人にあっては、登記簿謄本（履歴全部事項証明書または現在事項全部証明書）の写し

イ. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ウ. 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

エ. 市内に事務所を有する個人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）、市外に事務所を有する個人にあっては、直近年度の国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

② 提出期限

令和8年7月17日（金）17時必着

③ 提出場所

大洲市建設部上下水道課下水道工務係

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、様式4により参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙（様式5）

2) 企画提案書

ア 当該業務の管理責任者調書（様式6）

イ 当該業務の業務実施体制図（様式7）

ウ 当該業務の実施方針及び手法（任意様式）

エ 当該業務の工程表（任意様式）

オ 機能要件表（任意様式）

提案するシステムの機能を確認するため、機能要件表（任意様式）を提出すること。なお、本市が提示する別紙、機能要件一覧の内容に一致する必要はありませんが、代替する機能で補完できることを望みます。代替機能を含め、提示する機能要件を満たせないものがある場合、提出する機能要件表欄外に記載してください。また、追加の機能を有する場合は機能要件表の該当項目を赤字で示してください。

### 3) 見積書及び内訳書（任意様式）

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とし、提案限度額以下の金額を記載してください。

本業務を実施するうえで提案限度額に含まれないランニングコストが別途発生する場合は、ランニングコスト分についても見積書を提出し、委託事業全体のコストを考慮した提案をしてください。

#### ② 提出期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月7日（金）まで  
（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

#### ④ 提出場所

大洲市建設部上下水道課下水道工務係  
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

#### ⑤ 提出方法

郵送又は持参

#### ⑥ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部及び電子データ

### (4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画書提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

※参加者が多数となった場合は、書類による一次審査を実施し、一次審査を通過した参加事業者のみプレゼンテーションを実施する場合があります。

#### ① 実施日程

令和8年8月24日（月）（質疑応答を含め40分以内）  
※詳細については、企画提案者に別途連絡します。

#### ② 実施方法

1) 管理技術者が企画提案書についての説明を行ってください。

2) 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明30分以内、質疑応答10分程度の計40分とします。

3) 説明は、提出した企画提案書のみを使用して行うこととするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とします。なお、企画提案にお

ける追加資料の配布は禁止します。

4) 欠席をした場合は、企画提案書の審査を行わず、受託候補者の選定から除外します。

5) スクリーン及びプロジェクターは、本市で用意します。ただし、パソコン等のプレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意することとします。

## 7. 受託候補者の選定

### (1) 選定基準

#### ① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市上下水道台帳システム再構築業務プロポーザル審査委員会」が行います。

### (2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

### (3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

### (4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

## 8. 審査結果

審査結果は、令和8年8月下旬に、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

## 9. 契約に関する事項

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

また、参加事業者が1者の場合にあっては審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結します。

## 10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が追加資料の提出を求める場合があります。

## 11. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 12. 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 広告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式

10)により、担当課へ届け出てください。

- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

### 13. 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
担当部署 大洲市建設部上下水道課下水道工務係 担当 富永  
電話番号 0893-24-1720  
FAX 番号 0893-24-3850  
E-mail gesuidouka@city.ozu.ehime.jp